

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条の4第2項
処 分 の 概 要：車椅子の確認
原権者（委任先）：警察署長
法令の定め：
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車椅子に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車椅子に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車椅子を使用する などである。
標準処理期間：5日以内（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：住所地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：住所地を管轄する警察署交通課又は福井県警察本部交通部交通企画課 企画指導係 (電話 0776-22-2880 内線5022、5023)
備 考：